

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(適用範囲) 第2条 一略一 2 前項各号に規定する者以外の者のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）以外の者であつて、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。	(適用範囲) 第2条 一略一 2 前項各号に規定する者以外の者のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）以外の者であつて、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。 <u>第11条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。</u> <u>第11条第2項において「職員みなし日数」という。）</u> 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。
(失業者の退職手当) 第11条 一略一 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で <u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）</u> が18日以上ある月が1月以上あるものであつた者（以下この項において「職員等」という。）であつことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。	(失業者の退職手当) 第11条 一略一 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で <u>勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるものであつた者（以下この項において「職員等」という。）</u> であつことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
(1)及び(2) 一略一 3～14 一略一	(1)及び(2) 一略一 3～14 一略一

附則第3項関係（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成31年3月県条例第6号）の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 一略一 (経過措置)	1 一略一 (経過措置)
2 この条例の施行の日の前日を含む月以前における常時勤務に服することを要する者以外の者としての勤続期間は、改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項に規定する引き続いて勤務した期間に含まないものとする。	2 この条例の施行の日の前日を含む月以前における常時勤務に服することを要する者以外の者としての勤続期間は、改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項に規定する引き続いて勤務した期間に含まないものとする。
3 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条及び第7条の5の規定による退職手当の額は、同条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。	3 山形県職員等に対する退職手当支給条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、同条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する同条例第3条及び第7条の5の規定による退職手当の額は、同条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「12月」とあるのは、「6月」とする。	4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「12月」とあるのは、「6月」とする。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(育児休業をすることができない職員等) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 (1)～(3) 一略ー (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 イ 次のいずれにも該当する非常勤職員 (イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（ <u>第2条の4</u> の規定に該当する場合にあっては、 <u>2歳</u> に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ロ) 一略ー ロ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員</u> （その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている者に限る。） ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、 <u>当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (法第2条第1項の条例で定める日)	(育児休業をすることができない職員等) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 (1)～(3) 一略ー (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 イ 次のいずれにも該当する非常勤職員 (イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（ <u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u> ）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ロ) 一略ー ロ その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が <u>第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下このロにおいて同じ。</u> ）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、 <u>当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日	第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあってはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該

末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

二 一略一

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1)及び(2) 一略一

(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ハ 一略一

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあっては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)及び(3) 一略一

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

<p><u>第2条の5 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 育児休業 (この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを作成する。) の終了後、3月以上の期間を経過したこと (当該育児休業をした職員等が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(6)及び(7) 一略一</p> <p>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを作成する。) の終了後、3月以上の期間を経過したこと (当該育児短時間勤務をした職員等が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 一略一</p>	<p>(削る)</p> <p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(削る)</p> <p>(5)及び(6) 一略一</p> <p>(7) 任期を定めて採用された職員等であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。</p> <p>(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</p> <p><u>第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 育児短時間勤務 (この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを作成する。) の終了後、3月以上の期間を経過したこと (当該育児短時間勤務をした職員等が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 一略一</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(市町村が処理する事務の範囲等)	(市町村が処理する事務の範囲等)
第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
事務	市町村
1～14 一略一	一略一
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（11）一略一	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあっては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町
（12） 法第43条第2項 第2号、第44条第1項及び第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあっては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町

各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項並びに第68条の7第5項並びに第85条第3項 <u>第5項及び第6項</u> 並びに第87条の3第3項 <u>第5項及び第6項</u> の規定による許可に係る知事に対する申請の受付		各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項並びに第68条の7第5項並びに第85条第3項 <u>及び第5項から第7項まで並びに第87条の3第3項及び第5項から第7項までの規定による許可に係る知事に対する申請の受付</u>
(13)～(19)　－略－		(13)～(19)　－略－
16～49　－略－	－略－	16～49　－略－

2　－略－

2　－略－